

財 関 第 639 号
平成 23 年 6 月 2 日

(各)税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 柴生田 敦夫

関税定率法基本通達等の一部改正について

関税定率法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第101号)等の一部を下記のとおり改正することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税定率法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第101号)の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 関税評価に関する取扱事例について(平成19年6月26日財関第876号)の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。